

県地域防災計画（原子力災害対策計画）新旧対照表

現行	修正案	修正理由																																																																																																																																																																		
<p>第1章 総則 第2節 計画の性格 1 岐阜県における原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、岐阜県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。 県等関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう柔軟な体制を整備するものとする。</p>	<p>第1章 総則 第2節 計画の性格 1 岐阜県における原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、岐阜県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。 県等関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう柔軟な体制を整備するものとする。</p>	<p>・字句修正</p>																																																																																																																																																																		
<p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成25年9月5日改定。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p>	<p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成27年8月26日最終改定。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p>	<p>・時点更新</p>																																																																																																																																																																		
<p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 1 岐阜県周辺の原子力事業所 (1) 本計画で対象とする原子力事業所 原災法施行令第2条の2の規定により、本県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。 次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。</p> <table border="1"> <tr><td>事業者名</td><td colspan="3">日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td colspan="3">敦賀発電所</td></tr> <tr><td>所在地</td><td colspan="3">福井県敦賀市明神町</td></tr> <tr><td>号機</td><td>1号機</td><td colspan="2">2号機</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>35.7万kW</td><td colspan="2">116.0万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>沸騰水型軽水炉</td><td colspan="2">加圧水型軽水炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>107.0万kW</td><td colspan="2">342.3万kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>低濃縮二酸化ウラン燃料</td><td colspan="2">低濃縮二酸化ウラン燃料</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>S45.3.14</td><td colspan="2">S62.2.17</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>事業者名</td><td colspan="4">関西電力株式会社</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td colspan="4">美浜発電所</td></tr> <tr><td>所在地</td><td colspan="4">福井県三方郡美浜町丹生</td></tr> <tr><td>号機</td><td>1号機</td><td>2号機</td><td colspan="2">3号機</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>34.0万kW</td><td>50.0万kW</td><td colspan="2">82.6万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>加圧水型軽水炉</td><td>加圧水型軽水炉</td><td colspan="2">加圧水型軽水炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>103.1万kW</td><td>145.6万kW</td><td colspan="2">244.0万Kw</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>低濃縮二酸化ウラン燃料</td><td>低濃縮二酸化ウラン燃料</td><td colspan="2">低濃縮二酸化ウラン燃料</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>S45.11.28</td><td>S47.7.25</td><td colspan="2">S51.12.1</td></tr> </table>	事業者名	日本原子力発電株式会社			発電所名	敦賀発電所			所在地	福井県敦賀市明神町			号機	1号機	2号機		電気出力	35.7万kW	116.0万kW		原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉		熱出力	107.0万kW	342.3万kW		燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料		運転開始	S45.3.14	S62.2.17		事業者名	関西電力株式会社				発電所名	美浜発電所				所在地	福井県三方郡美浜町丹生				号機	1号機	2号機	3号機		電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW		原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉		熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw		燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料		運転開始	S45.11.28	S47.7.25	S51.12.1		<p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 1 岐阜県周辺の原子力事業所 (1) 本計画で対象とする原子力事業所 原災法施行令第2条の2の規定により、本県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。 次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。</p> <table border="1"> <tr><td>事業者名</td><td colspan="3">日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td colspan="3">敦賀発電所</td></tr> <tr><td>所在地</td><td colspan="3">福井県敦賀市明神町</td></tr> <tr><td>号機</td><td>1号機</td><td colspan="2">2号機</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>35.7万kW</td><td colspan="2">116.0万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>沸騰水型軽水炉</td><td colspan="2">加圧水型軽水炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>107.0万kW</td><td colspan="2">342.3万kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>低濃縮二酸化ウラン燃料</td><td colspan="2">低濃縮二酸化ウラン燃料</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>S45.3.14 (運転終了 H27.4.27)</td><td colspan="2">S62.2.17</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>事業者名</td><td colspan="4">関西電力株式会社</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td colspan="4">美浜発電所</td></tr> <tr><td>所在地</td><td colspan="4">福井県三方郡美浜町丹生</td></tr> <tr><td>号機</td><td>1号機</td><td>2号機</td><td colspan="2">3号機</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>34.0万kW</td><td>50.0万kW</td><td colspan="2">82.6万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>加圧水型軽水炉</td><td>加圧水型軽水炉</td><td colspan="2">加圧水型軽水炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>103.1万kW</td><td>145.6万kW</td><td colspan="2">244.0万Kw</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>低濃縮二酸化ウラン燃料</td><td>低濃縮二酸化ウラン燃料</td><td colspan="2">低濃縮二酸化ウラン燃料</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>S45.11.28 (運転終了 H27.4.27)</td><td>S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)</td><td colspan="2">S51.12.1</td></tr> </table>	事業者名	日本原子力発電株式会社			発電所名	敦賀発電所			所在地	福井県敦賀市明神町			号機	1号機	2号機		電気出力	35.7万kW	116.0万kW		原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉		熱出力	107.0万kW	342.3万kW		燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料		運転開始	S45.3.14 (運転終了 H27.4.27)	S62.2.17		事業者名	関西電力株式会社				発電所名	美浜発電所				所在地	福井県三方郡美浜町丹生				号機	1号機	2号機	3号機		電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW		原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉		熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw		燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料		運転開始	S45.11.28 (運転終了 H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)	S51.12.1		<p>・運転終了日を追加</p> <p>・運転終了日を追加</p>
事業者名	日本原子力発電株式会社																																																																																																																																																																			
発電所名	敦賀発電所																																																																																																																																																																			
所在地	福井県敦賀市明神町																																																																																																																																																																			
号機	1号機	2号機																																																																																																																																																																		
電気出力	35.7万kW	116.0万kW																																																																																																																																																																		
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉																																																																																																																																																																		
熱出力	107.0万kW	342.3万kW																																																																																																																																																																		
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料																																																																																																																																																																		
運転開始	S45.3.14	S62.2.17																																																																																																																																																																		
事業者名	関西電力株式会社																																																																																																																																																																			
発電所名	美浜発電所																																																																																																																																																																			
所在地	福井県三方郡美浜町丹生																																																																																																																																																																			
号機	1号機	2号機	3号機																																																																																																																																																																	
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW																																																																																																																																																																	
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉																																																																																																																																																																	
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw																																																																																																																																																																	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料																																																																																																																																																																	
運転開始	S45.11.28	S47.7.25	S51.12.1																																																																																																																																																																	
事業者名	日本原子力発電株式会社																																																																																																																																																																			
発電所名	敦賀発電所																																																																																																																																																																			
所在地	福井県敦賀市明神町																																																																																																																																																																			
号機	1号機	2号機																																																																																																																																																																		
電気出力	35.7万kW	116.0万kW																																																																																																																																																																		
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉																																																																																																																																																																		
熱出力	107.0万kW	342.3万kW																																																																																																																																																																		
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料																																																																																																																																																																		
運転開始	S45.3.14 (運転終了 H27.4.27)	S62.2.17																																																																																																																																																																		
事業者名	関西電力株式会社																																																																																																																																																																			
発電所名	美浜発電所																																																																																																																																																																			
所在地	福井県三方郡美浜町丹生																																																																																																																																																																			
号機	1号機	2号機	3号機																																																																																																																																																																	
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW																																																																																																																																																																	
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉																																																																																																																																																																	
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw																																																																																																																																																																	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料																																																																																																																																																																	
運転開始	S45.11.28 (運転終了 H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)	S51.12.1																																																																																																																																																																	

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ
所在地	福井県敦賀市白木
号機	—
電気出力	28.0万kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4万kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	未定

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）
所在地	福井県敦賀市明神町
号機	—
電気出力	16.5万kW
原子炉型式	新型転換炉
熱出力	55.7万kW
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
運転開始	S54.3.20（運転終了H15.3.29）

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ
所在地	福井県敦賀市白木
号機	—
電気出力	28.0万kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4万kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	未定

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）
所在地	福井県敦賀市明神町
号機	—
電気出力	16.5万kW
原子炉型式	新型転換炉
熱出力	55.7万kW
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
運転開始	S54.3.20（運転終了H15.3.29）

・組織変更に伴う修正

・組織変更に伴う修正

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1 県

- (1)～(11) 略
- (5) 防護資機材（スクリーニング資機材、安定ヨウ素剤を含む）の整備
- (6)～(11) 略
- (12) 避難者等のスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布
- (13)～(16) 略

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1 県

- (1)～(4) 略
- (5) 防護資機材（医療活動用資機材を含む）の整備
- (6)～(11) 略
- (12) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動
- (13)～(16) 略

・字句修正

2 市町村

- (1)～(10) 略
- (11) 避難者等のスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布への協力
- (12)～(15) 略

2 市町村

- (1)～(10) 略
- (11) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動への協力
- (12)～(15) 略

・字句修正

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
・原子力災害時における緊急通話の確保
- (2)～(8) 略

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
・原子力災害時における緊急通話の確保
- (2)～(8) 略

・組織変更に伴う修正

<p>第2章 原子力災害事前対策 第8節 広域防災体制の整備</p> <p>7 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、<u>放射線障害専門病院等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</u></p>	<p>第2章 原子力災害事前対策 第8節 広域防災体制の整備</p> <p>7 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、<u>関係府県の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等との原子力災害医療派遣チームの派遣調整、並びに高度被ばく医療支援センターへの専門派遣チームの派遣要請に係る手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</u></p>	<p>・原子力災害医療体制の見直しに伴う修正</p>
<p>第9節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>2 モニタリング設備・機器の整備・維持</p> <p>県は、緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握し、県の農林畜水産物、地場産品の流通確保を図るため、県全域を対象としてモニタリングポスト、サーベイメータ等の可搬型放射線測定器といった環境放射線モニタリング設備・機器、及びゲルマニウム半導体検出器、ガンマーカウンター、簡易スペクトロメータといった環境試料（水道水、農林畜水産物）中の放射性物質濃度を測定する設備・機器を整備・維持し、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>環境放射線モニタリング設備・機器の配備に当たっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行い、これら地域でのモニタリング体制を強化する。</p>	<p>第9節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>2 モニタリング設備・機器の整備・維持</p> <p>県は、緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握し、県の農林畜水産物、地場産品の流通確保を図るため、県全域を対象としてモニタリングポスト、サーベイメータ等の可搬型放射線測定器といった環境放射線モニタリング設備・機器、及びゲルマニウム半導体検出器、ガンマーカウンター、簡易スペクトロメータといった環境試料（水道水、農林畜水産物）中の放射性物質濃度を測定する設備・機器を整備・維持し、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>環境放射線モニタリング設備・機器の配備に当たっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行い、これら地域でのモニタリング体制を強化する。</p> <p><u>また、県は、国と連携し、平常時からモニタリング情報共有システムを整備・維持する。</u></p>	<p>・ラミセスに関する記述を追加</p>
<p>5 緊急時迅速環境放射能線影響予測ネットワークシステムの整備・維持</p> <p>県は、<u>国と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）と、環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。</u></p>	<p>削除</p>	<p>・SPEEDIに関する記述を削除</p>
<p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備</p> <p>県は、全面緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、<u>避難の判断基準（OIL）</u>に基づく避難を行うことを基本とした「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を策定し、市町村の避難計画策定を支援する。また、避難所の整備等に係る支援・助言を行う。</p> <p>1 避難計画等の策定</p> <p>(1) 「広域避難方針」の策定</p> <p>県は、市町村と連携して、以下の事項を記載した「広域避難方針」を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の選定・調整の手順 ・避難元市町村、受入市町村並びに県が実施すべきこと ・<u>避難者数の把握、避難先となる他市町村・他県との調整、輸送手段確保、一時集合場所の指定、避難所開設、食料物資確保</u> 等 <p>(2) 避難計画の策定</p> <p>県は、国、原子力事業者及びその他防災関係機関の協力のもと、市町村が行う屋内退避及び避難計画の策定について必要な支援を行う。</p> <p>避難計画の策定に当たっては、市町村内避難、市町村境を越える避難、県境を超える避難を想定し、次のとおり順次計画を策定する。また、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するものとする。</p> <p>当面の市町村避難計画の策定は、概ね以下のとおりとする。</p>	<p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備</p> <p>県は、全面緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、<u>指針の指標（OIL）</u>に基づく避難（一時移転を含む。以下同じ。）を行うことを基本とした「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を策定し、市町村の避難計画策定を支援する。また、避難所の整備等に係る支援・助言を行う。</p> <p>1 避難計画等の策定</p> <p>(1) 「広域避難方針」の策定</p> <p>県は、市町村と連携して、以下の事項を記載した「広域避難方針」を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の選定・調整の手順 ・避難元市町村、受入市町村並びに県が実施すべきこと ・<u>避難者数の把握、避難先となる他市町村・他県との調整、輸送手段の確保、一時集結所の指定、避難退域時検査場所の開設、避難所の開設、食料物資の確保</u> 等 <p>(2) 避難計画の策定</p> <p>県は、国、原子力事業者及びその他防災関係機関の協力のもと、市町村が行う屋内退避及び避難計画の策定について必要な支援を行う。</p> <p>避難計画の策定に当たっては、市町村内避難、市町村境を越える避難、県境を越える避難を想定し、次のとおり順次計画を策定する。また、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するものとする。</p> <p>当面の市町村避難計画の策定は、概ね以下のとおりとする。</p>	<p>・字句修正</p> <p>・指針改定に伴う修正</p> <p>・字句修正</p>

- ①県内のUPZでOILに基づき避難を要する場合
 - ・揖斐川町内での避難（平成24年度内に計画を策定）
- ②対策強化地域の一部地域※でOILに基づき避難を要する場合
 - ※県のシミュレーションで年間実効線量が100ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町
 - ・市町村境を超える避難（概ね平成25年度内に計画を策定）
- ③対策強化地域※でOILに基づき避難を要する場合
 - ※県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町
 - ・県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のワーキンググループにおける検討の結果等を踏まえ、考え方を整理
 - ・広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施

【OILの指標】

	数時間内に避難	1週間程度内に避難
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500μSv (マイクロシーベルト)	毎時20μSv (マイクロシーベルト)

注1) OILによる判断は、プルーム通過後の空間放射線量率による

注2) 拡散シミュレーションでは、数時間内に避難を要する地域は県内に現れず

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

県は、避難計画を策定する前記①の市町村に対し、学校や公民館等の公共的施設を中心に、その管理者の同意を得て、当該施設を一時集合場所や避難所としてあらかじめ指定するよう、また、前記②の市町村に対しても、一時集合場所をあらかじめ定めるよう、さらに、その際には要配慮者に十分配慮するよう支援・助言する。

(以下、略)

(2)～(4) 略

3 要配慮者等の避難誘導體制等の整備

県は、避難計画を策定する市町村に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制を整備するよう支援・助言する。

なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。

これについては、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）の協議会のワーキンググループにおいて重要な検討課題の1つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応するものとする。

4 避難所・避難方法等の周知

県は、避難計画を策定する市町村に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう支援・助言するとともに、国、原子力事業者及び市町村と連携し、警戒事態や施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報を整理する。

- ①県内のUPZでOILに基づき避難を要する場合
 - ・揖斐川町内での避難（平成24年度に計画を策定）
- ②対策強化地域の一部地域※でOILに基づき避難を要する場合
 - ※県のシミュレーションで年間実効線量が100ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町
 - ・市町村境を越える避難（平成26年度までに計画を策定）
- ③対策強化地域※でOILに基づき避難を要する場合
 - ※県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町
 - ・県境を越える具体的な避難のあり方については、福井エリア地域原子力防災協議会における検討の結果等を踏まえ、考え方を整理
 - ・広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施

【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500μSv (マイクロシーベルト)	毎時20μSv (マイクロシーベルト)

注1) OILによる判断は、プルーム通過後の空間放射線量率による

注2) 拡散シミュレーションでは、数時間内に避難を要する地域は県内に現れず

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

県は、避難計画を策定する前記①の市町村に対し、学校や公民館等の公共的施設を中心に、その管理者の同意を得て、当該施設を一時集結所や避難所としてあらかじめ指定するよう、また、前記②の市町村に対しても、一時集結所をあらかじめ定めるよう、さらに、その際には要配慮者に十分配慮するよう支援・助言する。

(以下、略)

(2)～(4) 略

3 要配慮者等の避難誘導體制等の整備

県は、避難計画を策定する市町村に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制を整備するよう支援・助言する。

なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。

これについては、福井エリア地域原子力防災協議会において重要な検討課題の1つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応するものとする。

4 避難所・避難方法等の周知

県は、避難計画を策定する市町村に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう支援・助言するとともに、国、原子力事業者及び市町村と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。）や警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報を整理する。

・策定年度を修正

・字句修正

・指針の表記に合わせた修正

・字句修正

・字句修正

・字句修正

<p>第12節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動体制の整備 県は、国の協力を得て、<u>スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動体制の整備</u>に努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 <u>安定ヨウ素剤については、プルーム通過に対しては屋内退避を行うことを基本とし、その到達までに時間的猶予がある場合には、国の判断に基づき、市町村のコンクリート造りの公共施設等で、医療従事者の立会いのもとで服用することを原則とするが、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で、所要の見直しを行う。</u> (以下、略)</p>	<p>第12節 原子力災害医療活動体制の整備 県は、国の協力を得て、<u>避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動体制の整備</u>に努める。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難退域時検査及び簡易除染体制の整備 <u>県は、避難する住民等のために行う避難退域時検査及びその結果に応じて行う簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤シャワーの利用等）の実施体制をあらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 <u>県は、市町村及び医療機関等と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるように、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。</u> (以下、略)</p>	<p>・字句修正</p> <p>・避難退域時検査及び簡易除染体制の整備を追加</p> <p>・屋内退避との併用から、避難との併用を前提とした安定ヨウ素剤の配布・服用に関する記述へ修正</p>
<p>第14節 緊急輸送活動体制の整備 1 専門家等の移送体制の整備 県は、国、関係機関と協議し、<u>(独)放射線医学総合研究所及び指定公共機関等からのモニタリング・医療等の専門家等の現地への移送協力（最寄りのヘリポートの場所や利用手続き、現地までの先導体制等）</u>についてあらかじめ定めておく。</p>	<p>第14節 緊急輸送活動体制の整備 1 専門家等の移送体制の整備 県は、国、関係機関と協議し、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び指定公共機関等からのモニタリング・医療等の専門家等の現地への移送協力（最寄りのヘリポートの場所や利用手続き、現地までの先導体制等）</u>についてあらかじめ定めておく。</p>	<p>・組織変更に伴う修正</p>
<p>第19節 防災訓練の実施 県及び市町村は、国、近隣県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。</p> <p>1 訓練計画の策定 県及び市町村は、近隣県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、国の支援を受けて、以下に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 住民等に対する情報提供訓練</u> <u>(6) 避難所及び救護所設置運営訓練</u> <u>(7) その他必要な訓練</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>第19節 防災訓練の実施 県及び市町村は、国、近接県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。</p> <p>1 訓練計画の策定 県及び市町村は、近接県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、国の支援を受けて、以下に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 原子力災害医療活動訓練</u> <u>(6) 住民等に対する情報提供訓練</u> <u>(7) 住民避難訓練</u> <u>(8) その他必要な訓練</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>・字句修正</p> <p>・救護所設置運営訓練から変更</p>
<p>第20節 防災業務関係者の人材育成 県及び市町村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努めるものとする。 また、県は、国及び防災関係機関と連携して、又は専門家を招へいする等により、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。 (1)～(8) 略 (9) <u>スクリーニング、安定ヨウ素剤予防服用等に関すること</u> (10) 略</p>	<p>第20節 防災業務関係者の人材育成 県及び市町村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努めるものとする。 また、県は、国及び防災関係機関と連携して、又は専門家を招へいする等により、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。 (1)～(8) 略 (9) <u>避難退域時検査、安定ヨウ素剤予防服用等に関すること</u> (10) 略</p>	<p>・字句修正</p>

第3章 緊急事態応急対策

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) ~ (2) 略

(3) 原子力災害警戒体制

ア 災害情報集約センターの設置

災害情報集約センターを構成する所属及び要員数は、下表のとおりとする。

原子力災害警戒体制	危機管理部門 原子力防災室、 危機管理課、 防災課、消防課 (必要な要員数)	・災害(事故)状況、対策措置等の情報収集・集約、県幹部への報告 ・国、近県、市町村、防災関係機関、原子力防災対策専門委員(アドバイザー)との連絡調整 ・災害情報集約センターの統括
	広報課 1名	・広報活動に関する事
	情報企画課 1名	・ホームページによる情報提供に関する事
	環境管理課 2名	・環境放射線モニタリングに関する事
	医療整備課 2名	・医療機関及び関係団体との情報収集・伝達・連携に関する事
	保健医療課 2名	・健康相談の問い合わせに関する事
	薬務水道課 2名	・安定ヨウ素剤及び水道水モニタリングに係る情報収集、伝達、連携に関する事

イ 略

(4) 原子力災害警戒本部体制

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

原子力災害警戒本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
①~②	略	略	略
③ 緊急時モニタリングチーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	緊急時モニタリングに関する事 ・空間放射線量モニタリングに関する事 ・環境試料(水道水、農林畜水産物)のモニタリング(その準備段階の連絡調整を含む)に関する事 ・モニタリング結果を踏まえ、SPEEDI計算結果等を参考としたモニタリング重点区域の見直しに関する事	環境管理班 危機管理部各班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 森林整備班 水道企業班
④ 医療救護チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	救護所での活動体制の確立及び医療機関との調整に関する事 ・スクリーニングの準備に関する事 ・安定ヨウ素剤の配布準備に関する事 ・健康相談の問い合わせに関する事 ・医療救護班の派遣に関する事 ・国の「被ばく医療に係る医療チーム」の派遣(支援要請と受入)に関する事	医療整備班 保健医療班 生活衛生班 薬務水道班 その他健康福祉部各班 防災班

ウ 略

第3章 緊急事態応急対策

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) ~ (2) 略

(3) 原子力災害警戒体制

ア 災害情報集約センターの設置

災害情報集約センターを構成する所属及び要員数は、下表のとおりとする。

原子力災害警戒体制	危機管理部 危機管理政策課、 防災課、消防課 (必要な要員数)	・災害(事故)状況、対策措置等の情報収集・集約、県幹部への報告 ・国、近県、市町村、防災関係機関、原子力防災対策専門委員(アドバイザー)との連絡調整 ・災害情報集約センターの統括
	広報課 1名	・広報活動に関する事
	情報企画課 1名	・ホームページによる情報提供に関する事
	環境管理課 2名	・環境放射線モニタリングに関する事 ・緊急時モニタリングの準備に関する事
	医療整備課 2名	・医療機関及び関係団体との情報収集・伝達・連携に関する事
	保健医療課 2名	・健康相談の問い合わせに関する事
	薬務水道課 2名	・安定ヨウ素剤及び水道水モニタリングに係る情報収集、伝達、連携に関する事

イ 略

(4) 原子力災害警戒本部体制

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

原子力災害警戒本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
①~②	略	略	略
③ 緊急時モニタリングチーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	緊急時モニタリングに関する事 ・空間放射線量モニタリングに関する事 ・環境試料(水道水、農林畜水産物)のモニタリング(その準備段階の連絡調整を含む)に関する事 ・緊急時モニタリングセンターへの職員派遣及び同センターとの連絡調整に関する事 ・県独自モニタリングに関する事	環境管理班 危機管理部各班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 県産材流通班 水道企業班
④ 医療救護チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	原子力災害医療活動体制の確立及び医療機関との調整に関する事 ・避難退域時検査の準備に関する事 ・安定ヨウ素剤の配布準備に関する事 ・健康相談の問い合わせに関する事 ・医療救護班の派遣に関する事 ・「原子力災害医療に係る医療チーム」の派遣(支援要請と受入)に関する事	医療整備班 保健医療班 生活衛生班 薬務水道班 その他健康福祉部各班 防災班

※県の組織変更に伴う修正は一部省略

ウ 略

・組織変更に伴う修正

・県モニタリング計画との整合を図るための修正

・県モニタリング計画との整合を図るための修正

・字句修正

(5) 災害対策本部体制

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
①～③	略	略	略
④ 緊急時モニタリングチーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	緊急時モニタリングに関すること ・空間放射線量モニタリングに関すること ・ <u>モニタリング結果を踏まえ、SPEEDI計算結果等を参考としたモニタリング重点区域の見直しに関すること</u> ・環境試料(水道水、農林畜水産物)のモニタリングの連携に関すること	環境管理班 危機管理部各班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 森林整備班 水道企業班
⑤～⑧	略	略	略
⑨ 医療救護チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	救護所での活動体制の確立及び医療機関との調整に関すること ・スクリーニングに関すること ・安定ヨウ素剤に関すること ・健康相談の問い合わせに関すること ・医療救護班の派遣に関すること ・国の「被ばく医療に係る医療チーム」の派遣(支援要請と受入)に関すること ・保健師の派遣に関すること ・避難所等の衛生に関すること(感染症・食中毒対策等)	医療整備班 保健医療班 生活衛生班 薬務水道班 その他健康福祉部各班 防災班
⑩～⑭	略	略	略

(5) 災害対策本部体制

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
①～③	略	略	略
④ 緊急時モニタリングチーム	リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長	緊急時モニタリングに関すること ・空間放射線量モニタリングに関すること ・環境試料(水道水、農林畜水産物)のモニタリングの連携に関すること ・ <u>緊急時モニタリングセンターへの職員派遣及び同センターとの連絡調整に関すること</u> ・ <u>県独自モニタリングに関すること</u>	環境管理班 危機管理部各班 生活衛生班 薬務水道班 農政班 県産材流通班 水道企業班
⑤～⑧	略	略	略
⑨ 医療救護チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	原子力災害医療活動体制の確立及び医療機関との調整に関すること ・避難退域時検査に関すること ・安定ヨウ素剤に関すること ・健康相談の問い合わせに関すること ・医療救護班の派遣に関すること ・「原子力災害医療に係る医療チーム」の派遣(支援要請と受入)に関すること ・保健師の派遣に関すること ・避難所等の衛生に関すること(感染症・食中毒対策等)	医療整備班 保健医療班 生活衛生班 薬務水道班 その他健康福祉部各班 防災班
⑩～⑭	略	略	略

※県の組織変更に伴う修正は一部省略

・県モニタリング計画との整合を図るための修正

・字句修正

第3節 防災業務関係者の安全確保

3 防災業務関係者の被ばく管理

(1)～(2) 略

(3) 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請

県、県警察、被災市町村は、国の緊急時医療本部及び被ばく医療に係る医療チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行う。

第3節 防災業務関係者の安全確保

3 防災業務関係者の被ばく管理

(1)～(2) 略

(3) 専門派遣チームの派遣要請

県、県警察、被災市町村は、国の緊急時医療本部及び高度被ばく医療支援センターの専門派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、高度被ばく医療支援センターに対し、専門派遣チームの派遣要請を行う。

・原子力災害医療体制の見直しに伴う修正

第4節 緊急時モニタリング活動

県は、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要な情報を的確に提供し、住民の安全確保を図るため、緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める「緊急時モニタリング計画」並びにその詳細を記したマニュアルに基づき、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度並びに水道水、葉菜等の環境試料の測定(以下「緊急時モニタリング」という。)を実施する。

また、その実施に当たっては、放射性物質の放出情報、気象情報、シミュレーション結果及びSPEEDIの計算結果等を参考にするとともに、国等と緊急時モニタリングデータを共有する。

なお、国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

1 略

第4節 緊急時モニタリング活動

県は、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要な情報を的確に提供し、住民の安全確保を図るため、緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める「緊急時モニタリング計画」並びにその詳細を記したマニュアルに基づき、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度並びに水道水、葉菜等の環境試料の測定(以下「緊急時モニタリング」という。)を実施する。

また、その実施に当たっては、放射性物質の放出情報、気象情報、シミュレーション結果等を参考にするとともに、国等と緊急時モニタリングデータを共有する。

なお、国により緊急時モニタリング実施計画が策定された以降は、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、関係機関と緊密に連携し、緊急時モニタリングを実施するほか、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自のモニタリングを実施する。

1 略

・SPEEDIに関する記述を削除

<p>2 緊急時モニタリング等の実施 (1)～(2)略 (3) 初動段階の緊急時モニタリング 県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、以下の考え方に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施する。 <u>また、その結果を取りまとめ、国の統括の下設置された緊急時モニタリングセンターに報告するとともに、近隣県におけるモニタリング結果の情報収集を行う。</u> 【初動段階の緊急時モニタリング実施の考え方】 県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、第一段階モニタリングとして、県内への影響の全体像を把握するため、あらかじめ定めたモニタリングルートによる<u>県全域の速やかなモニタリング</u>を実施する。 また、その結果を基に、モニタリング地点・ルートの見直しを行い、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的な第二段階モニタリングを行う。 これらの結果を踏まえ、避難等の対策実施地域の特定を行うものとする。 (4) 略</p>	<p>2 緊急時モニタリング等の実施 (1)～(2)略 (3) 初動段階の緊急時モニタリング 県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、以下の考え方に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施する。 【初動段階の緊急時モニタリング実施の考え方】 県は、施設敷地緊急事態に該当する事象の通報があった場合は、第一段階モニタリングとして、モニタリング情報共有システムを活用した情報収集を行うとともに、県内への影響の全体像を把握するため、<u>あらかじめ定めるところにより、モニタリングポストによる監視の強化及びモニタリングルートによるモニタリング</u>を実施する。 また、その結果を基に、モニタリング地点・ルートの見直しを行い、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的な第二段階モニタリングを行う。 これらの結果を踏まえ、避難等の対策実施地域の特定を行うものとする。 (4) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県モニタリング計画との整合を図るための修正 ・同上
<p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 県は、施設敷地緊急事態発生の後、<u>県災害対策本部において、気象条件、事故状況等を踏まえ、県独自の予防的対応（屋内退避等）の実施について、総合的に判断する。</u> <u>また、緊急時モニタリングの結果、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、指針を踏まえた国の指示等に基づき、該当市町村に対し、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示を行うべきことを伝達する。住民避難の支援が必要な場合は、市町村と連携し、国に支援を要請する。</u> 1 避難・屋内退避の対応方針 (1) 初動時における<u>県独自の予防的対応（屋内退避）</u> <u>県は、施設敷地緊急事態発生の後、県災害対策本部において、気象条件、事故状況、モニタリング結果等を踏まえ、該当市町村の意見を聞いた上で、県独自の予防的対応（屋内退避等）の実施について、総合的に判断する。</u></p>	<p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 <u>屋内退避、避難等の防護活動については、緊急時モニタリング結果、指針の指標（O I L）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき行うことを基本とする。</u> <u>ただし、国からの指示がない場合であっても、県災害対策本部が、気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断する場合は、該当市町村に対して、屋内退避又は避難準備の開始等を指示する。</u> 1 屋内退避・避難の対応方針 (1) 初動時における予防的対応（屋内退避） ア 施設敷地緊急事態発生時 <u>県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内において屋内退避の準備を行うとともに、市町村に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u> イ 全面緊急事態発生時 <u>県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、国の指示又は独自の判断により、UPZ及び対策強化地域のうち、県が必要と認める地域について屋内退避を指示する。</u> ウ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合 <u>原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がUPZ外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされている。</u> <u>県は、国から当該指示を受けた場合、該当市町村に対して、屋内退避を指示する。</u> <u>なお、当該指示がない場合であっても、県内において放射性ヨウ素を検出するなど県が必要と認める場合は、該当市町村に対して、屋内退避を指示する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避、避難等の防護活動に関する原則を記述 ・初動時の対応を具体的に記述 ・UPZ外への屋内退避指示に関する記述を追加

	UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）		
		甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 (ヨウ素吸入)	実効線量 100mSv/年の地域 (セシウム沈着)	実効線量 20mSv/年の地域 (セシウム沈着)
施設敷地緊急事態 (原災法第10条)	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		
全面緊急事態 (原災法第15条)	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		
ヨウ素サンプラーでの放射性ヨウ素検出	屋内退避継続 (特にモニタリング強化)	◎屋内退避指示等 (特にモニタリング強化)	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本

(2) 略

【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難(一時移転)を実施
計測可能な判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500μSv (マイクロシーベルト)	毎時20μSv (マイクロシーベルト)

※OILによる判断は、プルーム通過後の地上1mで計測した場合の空間放射線量率による

2 避難の実施

(1) 避難先の決定

ア 具体的な避難先を明示した避難計画がある場合

略

イ 上記アによりがたい場合であって、県内他市町村への避難が必要な場合

略

ウ 上記アによりがたい場合であって、県外への避難が必要な場合

県及び被災市町村は、「広域避難方針」に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のワーキンググループにおける検討結果等を踏まえ、考え方を整理する。また、広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施し、本計画に反映する。

(2) 略

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

被災市町村は、住民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、スクリーニング場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行うとともに、被災市町村の行う避難誘導に協力する。

また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に情報提供する。

【県の初動時の予防的対応】

	UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）		
		甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 (ヨウ素吸入)	実効線量 100mSv/年の地域 (セシウム沈着)	実効線量 20mSv/年の地域 (セシウム沈着)
施設敷地緊急事態 (原災法第10条)	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		
全面緊急事態 (原災法第15条)	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		
ヨウ素サンプラーでの放射性ヨウ素検出	屋内退避継続 (特にモニタリング強化)	◎屋内退避指示等 (特にモニタリング強化)	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本

(2) 略

【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500μSv (マイクロシーベルト)	毎時20μSv (マイクロシーベルト)

※OILによる判断は、プルーム通過後の地上1mで計測した場合の空間放射線量率による

2 避難の実施

(1) 避難先の決定

ア 具体的な避難先を明示した避難計画がある場合

略

イ 上記アによりがたい場合であって、県内他市町村への避難が必要な場合

略

ウ 上記アによりがたい場合であって、県外への避難が必要な場合

県及び被災市町村は、「広域避難方針」に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

県境を越える具体的な避難のあり方については、福井エリア地域原子力防災協議会における検討結果等を踏まえ、考え方を整理する。また、広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施し、本計画に反映する。

(2) 略

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

被災市町村は、住民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行うとともに、被災市町村の行う避難誘導に協力する。

また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に情報提供する。

・字句修正

・字句修正

・字句修正

第7節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動に必要な体制を確立する。

1 組織等

(1) 医療救護チームの設置

県は、原子力災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急対策チームとして「医療救護チーム」を設置するとともに、国の被ばく医療に係る医療チームによる支援・指導を要請する。

(2) 医療救護チームの業務

県の医療救護チームは、国の被ばく医療に係る医療チームからの指導・助言を受けつつ、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等救護所での活動を統括する。

また、医療救護チームは、関係行政機関、関係医療機関等の職員を避難所等に派遣して医療救護所を設置し、次の事務を所掌する。

1)～5) 略

(3) 医療従事者の派遣要請等

県は、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布、服用等の実施のため、災害拠点病院等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び医療機器等の提供を要請する。

2 安定ヨウ素剤の服用指示等

ブルーム通過については、屋内退避を基本とするが、ブルームの到達までに時間的猶予がある場合は、国の判断に基づき、市町村内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、配布・服用を指示することを原則とする。

なお、県では、迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、初動時には次のとおり県独自の対応をとるものとする。

(1) 安定ヨウ素剤の配布準備

県は、下表の地域の住民に安定ヨウ素剤を速やかに配布できるよう、事態の推移に応じて、薬剤の調合開始、安定ヨウ素剤の搬送及び関係協力機関への医師、保健師、薬剤師等の医療従事者の派遣要請を行い、安定ヨウ素剤の配布の準備を行う。

なお、配布場所、配布対象人数等について、県と被災市町村は、迅速かつ密接に情報を共有する。

	UPZ	甲状腺等価線量が50mSv/週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)
○施設敷地緊急事態に該当する事象の通報(原災法第10条)	○保健所において、薬剤の調合開始 ○医療従事者派遣準備 ○振興事務所に安定ヨウ素剤を搬送	○保健所において、薬剤の調合開始 ○医療従事者派遣準備
○全面緊急事態に該当する事象の通報(原災法第15条)	○医療関係機関に医療従事者派遣要請	○市町村役場(振興事務所)に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請

(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配付し、その服用を指示*する。

*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤配布・服用に関する解説書」(原子力規制庁 平成25年10月9日改定)に基づくものとする。(以下、略)

第7節 原子力災害医療活動

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動に必要な体制を確立する。

1 組織等

(1) 医療救護チームの設置

県は、原子力災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急対策チームとして「医療救護チーム」を設置するとともに、同チーム副リーダーを指針に定める「原子力災害医療調整官」とする。

(2) 医療救護チームの業務

県の医療救護チームは、原子力災害医療に係る医療チームからの指導・助言を受けつつ、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示等の原子力災害医療活動を統括するとともに、原子力災害医療調整官の指揮のもと、関係府県の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる。

また、医療救護チームは、関係行政機関、関係医療機関等の職員を避難所等に派遣して医療救護所等を設置し、次の事務を所掌する。

1)～5) 略

(3) 医療従事者の派遣要請等

県は、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布、服用等の実施のため、災害拠点病院等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び医療機器等の提供を要請する。

2 安定ヨウ素剤の服用指示等

緊急時において避難等を行う住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、市町村内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、配布・服用を指示することを原則とする。

なお、県では、迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、初動時には次のとおり県独自の対応をとるものとする。

(1) 安定ヨウ素剤の配布準備

県は、下表の地域の住民に安定ヨウ素剤を速やかに配布できるよう、事態の推移に応じて、薬剤の調合開始、安定ヨウ素剤の搬送及び関係協力機関への医師、保健師、薬剤師等の医療従事者の派遣要請を行い、安定ヨウ素剤の配布の準備を行う。

なお、配布場所、配布対象人数等について、県と被災市町村は、迅速かつ密接に情報を共有する。

	UPZ	甲状腺等価線量が50mSv/週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)
○全面緊急事態に該当する事象の通報(原災法第15条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合開始 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合開始 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請

(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配付し、その服用を指示*する。

*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁 平成27年12月24日改定)に基づくものとする。(以下、略)

・字句修正

・原子力災害医療体制の見直しに伴う修正

・字句修正

・屋内退避との併用から、避難との併用を前提とした安定ヨウ素剤の配布・服用に関する記述へ修正

・字句修正

・時点更新

<p>3 住民に対するスクリーニングの実施</p> <p>国の原子力災害対策本部は、指針等に基づき、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。</p> <p>県は、指針に基づき、被災市町村及び原子力事業者と連携し、国及び指定公共機関の協力・支援のもと、避難した住民等について、サーベイメータ等によるスクリーニングを実施する。</p> <p>また、必要に応じて拭き取り等の簡易除染を行うものとする。</p>	<p>3 住民に対する避難退域時検査の実施</p> <p>国の原子力災害対策本部は、指針等に基づき、避難の際の住民等に対する避難退域時検査を行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。</p> <p>県は、指針に基づき、被災市町村及び原子力事業者と連携し、国及び指定公共機関の協力・支援のもと、避難した住民等について、サーベイメータ等による避難退域時検査を実施する。</p> <p>また、必要に応じて拭き取り等の簡易除染を行うものとする。</p>	<p>・字句修正</p>
<p>第9節 緊急輸送活動</p> <p>原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、スクリーニング要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、県、県警察、市町村及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の対象</p> <p>緊急輸送の対象は、以下のものとする。</p> <p>ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>イ モニタリング、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材</p> <p>ウ～オ 略</p>	<p>第9節 緊急輸送活動</p> <p>原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、<u>原子力災害医療活動要員</u>の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、県、県警察、市町村及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の対象</p> <p>緊急輸送の対象は、以下のものとする。</p> <p>ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>イ モニタリング、<u>避難退域時検査</u>、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材</p> <p>ウ～オ 略</p>	<p>・字句修正</p> <p>・字句修正</p>
<p>第10節 県民等への的確な情報提供活動</p> <p>県、市町村は、国と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、県民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。</p> <p>1 県民等への情報提供活動</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p>(2) 広報内容及び要配慮者への配慮</p> <p>県、市町村は、県民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果、<u>SPEEDIによる放射能影響予測等</u>）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、国、県、市町村等が講じている対策に関する情報、交通規制など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。</p> <p>その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。</p> <p>(4) 略</p>	<p>第10節 県民等への的確な情報提供活動</p> <p>県、市町村は、国と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、県民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。</p> <p>1 県民等への情報提供活動</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p>(2) 広報内容及び要配慮者への配慮</p> <p>県、市町村は、県民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、国、県、市町村等が講じている対策に関する情報、交通規制など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。</p> <p>その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。</p> <p>(4) 略</p>	<p>・SPEEDIに関する記述を削除</p>
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第5節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>2 除染技術の情報収集</p> <p>県は、国において取り組んでいる「除染技術実証事業」など、効果的な除染技術や手法に関する情報収集を行い、原子力災害が発生した場合の除染作業に活用するものとする。</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第5節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>2 除染技術の情報収集</p> <p>県は、国において取り組んでいる「<u>除染・減容等技術実証事業</u>」など、効果的な除染技術や手法に関する情報収集を行い、原子力災害が発生した場合の除染作業に活用するものとする。</p>	<p>・字句修正</p>
<p>第9節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>県は、国や金融機関と連携し、必要に応じて災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備導入資金貸付及び中小企業制度融資貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。</p>	<p>第9節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>県は、国や金融機関と連携し、必要に応じて中小企業制度融資貸付及び高度化資金災害復旧貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。</p>	<p>・字句修正</p>